

憲法いの現在ま

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第72回 憲法市民講座報告 「憲法24条とジェンダーを問い直す」

憲法問題特別委員会 委員 徳永 信一

6月24日、モンタナ州立大学で准教授として社会学、文化人類学、フェミニズムを研究しておられる山口智美先生をお招きし、フェミニズムの立場から、憲法24条改正案の問題点を中心に講義して頂きました。

今回の講義は、昨年の夏頃に会内で熱烈に要望する声があがったことがきっかけとなり、2年越しの企画として実現したものでした。山口さんには、「社会運動の戸惑い」、「日本の右傾化」、「海を超えた慰安婦問題」等の著書があり、フェミニズム運動に対するバックラッシュ、右派草の根市民運動、排外主義運動、慰安婦問題を扱ってられました。そして当日司会を務めた不肖私は、改憲保守派の弁護士として彼女が研究課題とする日本の保守系市民活動の渦の中にいたことから、数年前から取材対象としてのお付き合いがありました。今回の企画は、そうした縁をつけて実現したものでした。市民集会を前にして山口さんが自身のSNSで私が司会することを広報していたこともあり、山口さんと私とのマジなバトルを期待して足を運んだ方も少なくなかったと聞いています。テーマの今日性もあり、市民と会員併せて八十数名の参加を得ることができました。

さて、安倍総理は5月3日に憲法9条改憲と高校無償化に関する発議を政治日程に載せることを宣言し、改憲をめぐる状況は急展開をみせていますが、これまで改憲勢力は、憲法9条、緊急事態条項と並んで憲法24条の改憲を重視してきました。山口先生のお話は、自民党日本国憲法改憲草案にみられる憲法24条改憲案の問題点を中心に展開しました。

その要旨は、24条は個人の尊厳と男女平等に基づく婚姻の自由を定め、戦前の家父長制度を否定し、女性が1人の個人として尊重されるようになった。ところが、自民党の改憲草案は、「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」という文を挿入し、個人が基本であったはずの

憲法の趣旨を「家族=家」を重視する旧民法の世界へ逆戻りさせるものであるというものであり、「家族のかたち」を、「法律婚をしている夫婦と、嫡出の未婚の子」とし、この定義から外れる家族は保護されないおそれがあり、家族の多様性に反するのではないかと。更に、「縦の関係」の強化による育児や介護の責任が強調され、婚姻が当事者だけのものではなくなるおそれがある、というものでした。

山口先生の指摘はもっともなものでした。そして大きな震災が続き、人の「絆」が見直されている今、個人・家族・社会の基本的なあり方として個人主義を更に徹底する方向に向かうのがよいのか、家族や社会を重視する方向に向かうべきなのか、つまりは、24条改憲論は、個人のあり方と国のかたちそのものが問われているのだと、その考察と議論の重要性を痛感しました。また、日本会議などの改憲派団体が、「憲法おしゃべりカフェ」といった集会やキャラバンを開き、漫画「サザエさん」を用いたテキストを使い、組織的に改憲の必要を説いているという状況についても分かりやすく説明されました。

併せて、アメリカ連邦最高裁が昨年出した同性婚禁止違憲判決によって様々な分野で制度が動いているということや、トランプ大統領の当選に伴い、法を改正してまで保守派の判事を任命したことによる影響、そしてモンタナ州という保守的な土地柄における学生たちの意識などアメリカの現状に関する興味深いお話も聞きました。

最後に、日本における同性婚と絡み、家族の多様性と少子化問題の解消という文脈において、司会者として「一夫多妻制度」に関する質問を投げかけ、山口先生のお考えを拝聴する場面がありました。そのやりとりについては、もっと両者のバトルを聞きたかったという意見があった一方で、女性を物扱いする議論で不快に思ったという意見もあり、24条改憲論が踏まえているジェンダー論の深遠さが垣間見えたように思いました。